

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。

② 介護サービスの質の向上に資する事業

地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用者のための相談などに応じるボランティア（介護相談員）として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者との意見交換等（介護相談員派遣等事業）を行う。

③ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業

栄養改善が必要な高齢者（二次予防事業の対象者を除く。）に対し、地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等に報告する。

④ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時（24時間・365日）対応するための体制整備（電話を受け付け、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等）を行う。

⑤ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

地域社会等において、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、地域における様々な社会資源を活用し、各種サービスを提供する。

（４）留意事項

ア 任意事業の実施に当たっては、この包括的支援事業の円滑な実施に資するネットワークの構築や地域のコミュニティの形成を踏まえるなど、地域における社会資源の活用に留意すること。

イ 住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成する事業及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業の

実施にあたっては、介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が作成者であること。

ウ (3)のウの(ウ)の③のような、配食の支援を活用した事業を実施する場合、食材料費及び調理費相当分は利用者負担とすることが基本となるが、利用料の設定に当たっては、低所得者への配慮や市町村における財源等を考慮すること。

エ 介護予防・地域支え合い事業として実施されていた事業のうち、「生きがい活動通所支援事業」や「緊急通報体制等整備事業」等の一般財源化された事業は、地域支援事業として実施することはできないものであること。

## 別添 1

## 基本チェックリスト

No.	質問項目	回 答 (いずれかに○を お付け下さい)	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長           cm           体重           kg (BMI=           )(注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

(注) BMI(=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))が18.5未満の場合に該当とする。

## 介護予防事業の事業評価

事業評価をする際には、以下の3段階の評価指標を設定する。

- ①プロセス指標：事業を効果的・効率的に実施するための事業の企画立案、実施過程等に関する指標
- ②アウトプット指標：事業成果の目標を達成するために必要となる事業の実施量に関する指標
- ③アウトカム指標：事業成果の目標に関する指標

### 1 介護予防事業（二次予防事業）

#### <プロセス指標>

以下の10項目について、事業が適切な手順・過程を経て実施できているか否かを評価する。

- ①二次予防事業の対象者を適切に把握・選定するため、複数の把握経路を確保しているか。
- ②二次予防事業の対象者に関する情報を提供してくれた関係機関等へ、当該二次予防事業の対象者に対する事業の実施状況等について情報還元を行っているか。
- ③事業の企画・実施・評価に住民が参画しているか。
- ④事業の実施状況を把握しているか。
- ⑤事業の実施量と需要量の関係を的確に把握しているか。
- ⑥事業の実施状況の検証に基づき、次年度以降の実施計画の見直しを行っているか。
- ⑦事業に関する苦情や事故を把握しているか。
- ⑧事業の効果を分析する体制が確立しているか。
- ⑨関係機関（地域包括支援センター、医療機関、民生委員等）において情報を共有するため、共有する情報の範囲、管理方法、活用方法に関する取り決めをしているか。
- ⑩二次予防事業の対象者の個人情報共有されることについて、対象者に十分な説明を行い、同意を得ているか。

### <アウトプット指標>

以下の指標を用いて介護予防事業の実施状況の評価を行う。

指 標	評価方法
①介護予防ケアマネジメント実施件数（実施率）	<p>年度末に年間の介護予防ケアマネジメントの実施状況を集計し、実施予定件数及び実施件数により二次予防事業の対象者の把握状況进行评估する。</p> <p>（実施率＝実施件数÷実施予定件数）</p>
②事業実施回数（実施率）	<p>年度末に年間の各種事業の実施状況を集計し、実施予定回数及び実施回数により実施状況进行评估する。</p> <p>（実施率＝実施回数÷実施予定回数）</p> <p>通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業の事業種別や、運動器の機能向上、栄養改善等の実施プログラム別に集計することが望ましい。</p>
③事業参加者数（実施率）	<p>年度末に年間の事業参加者の状況を集計し、事業参加予定者数及び事業参加者数により実施状況进行评估する。</p> <p>（実施率＝参加者数÷参加予定者数）</p> <p>通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業の事業種別や、運動器の機能向上、栄養改善等の実施プログラム別に集計することが望ましい。</p>

### <アウトカム指標>

以下の指標を用いて介護予防事業による効果の評価を行う。

指 標	評価方法
①新規認定申請者数	<p>年度末に年間の新規認定申請者数を集計・分析する。介護予防事業の効果を直接反映する指標ではないが、前年比や年次推移等のデータを介護予防事業の効果の推計に活用する。</p>
②新規認定者数（要介護度別）	<p>年度末に年間の新規認定者数を集計し、要介護度別の新規認定者数の前年比、年次推移等のデータにより、介護予防事業の</p>

	効果を評価する。
③「旧要支援＋旧要介護1」の人数	年度末時点の「旧要支援＋旧要介護1」つまり「要支援1＋要支援2＋要介護1」の人数を集計し、介護保険事業計画に記載されている自然体（介護予防事業等を実施しなかった場合）での人数との比較・検証により、介護予防事業の効果を評価する。
④介護予防事業参加者からの新規認定者数	年度末に年間の介護予防事業参加者からの新規認定者数を集計し、その率（新規認定者数÷介護予防事業参加者数）により、介護予防事業の効果を評価する。
⑤主観的健康感（※）	年度末に年間の介護予防事業参加者について、事業参加前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合（事業参加者のうち参加後に主観的健康感が維持・改善された者の割合）により介護予防事業の効果を評価する。
⑥基本チェックリストの点数	年度末に年間の介護予防事業参加者について、事業参加前後の基本チェックリストの点数の変化を集計し、維持・改善割合（事業参加者のうち参加後に点数が維持・改善された者の割合）により介護予防事業の効果を評価する。

※）主観的健康感は、国民生活基礎調査の以下の質問により評価する。

「あなたの現在の健康状態はいかがですか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない」

## 2 介護予防事業（一次予防事業）

### <プロセス指標>

以下の5項目について、事業が適切な手順・過程を経て実施できているか否かを評価する。

- ①介護予防に関する一般的な知識や、介護予防事業の対象者、事業内容、参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行っているか。
- ②介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織を適切に把握しているか。
- ③介護予防事業を推進するに当たり、介護予防に資する活動を行っているボランティアや

地域活動組織と密に連携を図っているか。

④ボランティアや地域活動組織のリーダー等を育成するための研修会等を開催しているか。

⑤地域活動組織の求めに応じて、担当職員の派遣、活動の場の提供等の支援を行っているか。

### <アウトプット指標・アウトカム指標>

介護予防事業（一次予防事業）については、市町村の創意工夫により様々な事業が想定されることから、事業内容等に応じて適宜指標を設定し、アウトプット及びアウトカムの評価を行う。評価指標の例を以下に示す。

#### 【指標の例】

- ①介護予防に関する講演会、相談会等の開催回数・参加者数
- ②介護予防に関するイベント等の開催回数
- ③ボランティア育成のための研修会の開催回数・参加者延数
- ④地域活動組織への支援・協力等の実施回数
- ⑤当該年度に新規に創設された地域活動組織の数

(※介護予防ケアマネジメント部分を抜粋)

例

### 利用者基本情報

作成担当者：

《基本情報》

相談日	年 月 日 ( )	来所・電話 その他 ( )	初回 再来 (前 / )	
本人の現況	在宅・入院又は入所中 ( )			
フリガナ 本人氏名	男・女	M・T・S	年 月 日生 ( ) 歳	
住 所	Tel ( )		Fax ( )	
	Fax ( )			
日常生活 自立度	障害高齢者の日常生活自立度	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2		
	認知症高齢者の日常生活自立度	自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M		
認定情報	非該当・要支1・要支2・要介1・要介2・要介3・要介4・要介5 有効期限： 年 月 日～ 年 月 日 (前回の介護度 )			
障害等認定	身障 ( )、療育 ( )、精神 ( )、難病 ( )、・・・ ( )			
本人の 住居環境	自宅・借家・一戸建て・集合住宅・自室の有無 ( ) 階、住宅改修の有無			
経済状況	国民年金・厚生年金・障害年金・生活保護・・・			
来所者 (相談者)			家族構成 ◎=本人、○=女性、□=男性 ●=死亡、☆=キーパーソン 主介護者に「主」 副介護者に「副」 (同居家族は○で囲む)	
住 所 連絡先	続柄			
緊急連絡先	氏名	続柄		住所・連絡先
			家族関係等の状況	



《介護予防に関する事項》

今までの生活				
現在の生活状況（どんな暮らしを送っているか）	1日の生活・すごし方			趣味・楽しみ・特技
	時間	本人	介護者・家族	
	友人・地域との関係			

《現病歴・既往歴と経過》（新しいものから書く・現在の状況に関連するものは必ず書く）

年月日	病名	医療機関・医師名 （主治医・意見作成者に☆）		経過	治療中の場合は内容
年 月 日			Tel	治療中 経過観察中 その他	
年 月 日			Tel	治療中 経過観察中 その他	
年 月 日			Tel	治療中 経過観察中 その他	
年 月 日			Tel	治療中 経過観察中 その他	

《現在利用しているサービス》

公的サービス	非公的サービス

地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

平成 年 月 日 氏名 印

# 介護予防サービス・支援計画書

様式2

NO. \_\_\_\_\_

利用者名 \_\_\_\_\_ 様 認定年月日 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日～ 年 月 日

初回・紹介・継続	認定済・申請中	要支援1・要支援2	地域支援事業
----------	---------	-----------	--------

計画作成者氏名 \_\_\_\_\_ 委託の場合: 計画作成事業者・事業所名及び所在地(連絡先) \_\_\_\_\_

計画作成(変更)日 年 月 日(初回作成日 年 月 日) \_\_\_\_\_ 担当地域包括支援センター: \_\_\_\_\_

目標とする生活

1日	1年
----	----

アセスメント領域と現在の状況	本人・家族の意欲・意向	領域における課題(背景・原因)	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向 本人・家族	目標	支援計画					
							目標についての支援のポイント	本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス	介護保険サービスまたは地域支援事業	サービス種別	事業所	期間
運動・移動について		□有 □無					( )					
日常生活(家庭生活)について		□有 □無					( )					
社会参加、対人関係・コミュニケーションについて		□有 □無					( )					
健康管理について		□有 □無					( )					

健康状態について  
□主治医意見書、生活機能評価等を踏まえた留意点

【本来行うべき支援ができない場合】  
妥当な支援の実施に向けた方針

総合的な方針: 生活不活発病の改善・予防のポイント

基本チェックリストの(該当した質問項目数)/(質問項目数)をお書き下さい。  
地域支援事業の場合は必要な事業プログラムの枠内の数字に○印をつけて下さい。

	運動不足	栄養改善	口腔内ケア	閉じこもり予防	物忘れ予防	うつ予防
予防給付 または 地域支援事業						

地域包括支援センター	【意見】
	【確認印】

計画に関する同意

上記計画について、同意いたします。

平成 年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ 印

介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）

利用者氏名

計画作成者氏名

年 月 日	内 容	年 月 日	内 容

※1 介護予防支援経過は、具体的には、時系列に出来事、訪問の際の観察(生活の活発さの変化を含む)、サービス担当者会議の内容、利用者・家族の考えなどを記入し、介護予防支援や各種サービスが適切に行われているかを判断し、必要な場合には方針変更を行うためのサービス担当者会議の開催、サービス事業所や家族との調整などを記入する。  
 2 サービス担当者会議を開催した場合には、会議出席者(所属(職種)氏名)、検討した内容等を記入する。

介護予防サービス・支援評価表

評価日 \_\_\_\_\_

利用者名 \_\_\_\_\_ 殿

計画作成者氏名 \_\_\_\_\_

目標	評価期間	目標達成状況	目標 達成/未達成	目標達成しない原因 (本人・家族の意見)	目標達成しない原因 (計画作成者の評価)	今後の方針

総合的な方針	地域包括支援センター意見
	<input type="checkbox"/> プラン継続 <input type="checkbox"/> 介護給付 <input type="checkbox"/> プラン変更 <input type="checkbox"/> 予防給付 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 二次予防事業 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 一次予防事業 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 終了

3) 借款は、モーリスシャスの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 モーリスシャス共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が JICA の調達のためのガイドライン(国際競争入札の手続が適用できない)又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかつく定める。)に従って調達されることを確保する。

5 モーリスシャス共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に關し、海運会社及び海上保険会社間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することをも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に關連してモーリスシャス共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためモーリスシャス共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 モーリスシャス共和国政府は、次のものを免除する。

- (a) JICA について、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに關連してモーリスシャス共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税
- (b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に關してモーリスシャス共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税
- (c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に關してモーリスシャス共和国において課されるすべての關税及び關連の財政課徴金

(d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者については、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してモーリスシャス共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

8 モーリスシャス共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の用に当たり、計画の実施に従事する者及びモーリスシャス共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9 モーリスシャス共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及び JICA に対し、次のものを提供すること。

(a) 計画の実施の進捗、状況についての情報及び資料

(b) 計画に關連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はそれに關連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモーリスシャス共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二十年七月八日にポートルイスで

モーリスシャス共和国駐在

日本国特命全權大使 川口哲明

モーリスシャス共和国

副首相兼財務・経済開発大臣

ブラウン・クマール

ジュグノット

(モーリスシャス側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、前記の了解をモーリスシャス共和国政府に代わって確認することともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二十年七月八日にポートルイスで

モーリスシャス共和国

副首相兼財務・経済開発大臣

ブラウン・クマール・ジュグノット

モーリスシャス共和国駐在

日本国特命全權大使 川口哲明閣下

○厚生労働省告示第三百二十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百五十二条の四第四項及び第百六条第一項の規定に基づき、介護予防事業の円滑な実施を図るための指針(平成十八年厚生労働省告示第百三十六号)及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第百三十四号)の一部を次のように改正し、平成二十二年八月六日から適用する。

平成二十二年八月六日 厚生労働大臣 長妻 昭

第一 介護予防事業の円滑な実施を図るための指針の一部を次のように改正する。

前文中「虚弱な」と及び「以下「特定高齢者」という)を削る。

第一の三中「第一号被保険者を対象に」とを「第一号被保険者を対象とした」に改め、「を」を削除する。

介護予防一般高齢者施策」を削り、「特定高齢者対象に」とを「要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を対象とし」と改め、

○厚生労働省告示第百二十五号

保険医療機関及び保険医療費負担規則(昭和三十三年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文及び保険医療給付規則(昭和三十三年厚生省令第十六号)第九本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び負担に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療養規則及び負担規則並びに療養基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月六日

厚生労働大臣 長妻 昭

た)に改め、「を行う介護予防特定高齢者施策」を削り、「両施策は、事業の」を「両事業の」に、「介護予防特定高齢者施策の」を「二次予防に係る事業の」に、「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業の」に、「両施策が」を「両事業が」に改める。

第二の標題を「二次予防に係る事業」に改め、第二の二中「介護予防特定高齢者施策」を「二次予防に係る事業」に改め、第二の三中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第三の三中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第三次予防に係る事業は「介護予防特定高齢者施策」を「二次予防に係る事業」に改め、第二次予防に係る事業は「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の二中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の三中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の四中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の五中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の六中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の七中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の八中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の九中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の十中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の十一中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の十二中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の十三中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の十四中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の十五中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の十六中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の十七中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の十八中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の十九中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の二十中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の二十一中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の二十二中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の二十三中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の二十四中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の二十五中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の二十六中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の二十七中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の二十八中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の二十九中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の三十中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の三十一中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の三十二中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の三十三中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の三十四中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の三十五中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の三十六中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の三十七中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の三十八中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の三十九中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の四十中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の四十一中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の四十二中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の四十三中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の四十四中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の四十五中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の四十六中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の四十七中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の四十八中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の四十九中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の五十中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の五十一中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の五十二中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の五十三中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の五十四中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の五十五中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の五十六中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の五十七中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の五十八中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の五十九中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の六十中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の六十一中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の六十二中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の六十三中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の六十四中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の六十五中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の六十六中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の六十七中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の六十八中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の六十九中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の七十中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の七十一中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の七十二中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の七十三中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の七十四中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の七十五中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の七十六中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の七十七中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の七十八中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の七十九中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の八十中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の八十一中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の八十二中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の八十三中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の八十四中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の八十五中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の八十六中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の八十七中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の八十八中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の八十九中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の九十中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の九十一中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の九十二中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の九十三中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の九十四中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の九十五中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の九十六中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の九十七中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の九十八中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の九十九中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、第一の百中「介護予防一般高齢者施策」を「一次予防に係る事業」に改め、

別表第2の2部注射薬中「(3)」「7」の「ジェンタニル注射液0.1mg」「三共」0.005% 2mL1管」及び「ジェンタニル注射液0.25mg」「三共」0.005% 5mL1管」を削る。

別表第3に第6部として次のものを追加する。

品名	単位
ジェンタニル注射液0.1mg「三共」	0.005% 2mL1管
ジェンタニル注射液0.25mg「三共」	0.005% 5mL1管